

羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付要綱

令和4年3月25日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市集会所施設改修事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会が行う集会所等の改修事業に対し、当該事業の実施に要する費用の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域における各種会合の円滑な運営を促進し、地域住民の健全な自主活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象となる施設等)

第3条 補助の対象施設、事業、補助率、補助金の限度額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の補助制度の対象となる場合は、交付の対象外とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて事業を実施しようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 設計書（又は工事内訳書）
- (3) 見積書の写し
- (4) 位置図、平面図及び立面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し速やかに羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、羽咋市集会所施設改修事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第7条 市長は、補助決定者から前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市集会所施設改修事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、規則第17条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき

(実績報告)

第9条 補助決定者は、事業が完了したときは、羽咋市集会所施設改修事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及び交付条件に適合するかを確認し、適合と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第11条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助対象施設	各町会の集会所及び附属建物
補助対象事業	<p>改修事業費300,000円以上の次に掲げる改修（①～⑤の複合工事を含む。）</p> <p>① 建物修繕（屋根・外壁・床等の修繕） ② 外構等修繕・整備（駐車場、側溝、フェンス、物置） ③ バリアフリー化改修（トイレ洋式化、手すり・スロープの設置等） ④ 設備改修・整備（下水道、電気、給排水、給湯、空調等） ⑤ その他（市長が特に認めたもの）</p>
補助対象外経費	<p>(1) 用地費 用地取得費、用地造成費及び土地登記関係経費</p> <p>(2) その他 設計費、備品費、消耗品費、下水道受益者負担金、建物登記関係経費 保険料、宗教等に関する設備費等</p>
補助率	3分の1以内
補助金の限度額	1,000,000円以下（1,000円未満切捨て）
補助金の積算	（補助対象事業費－補償費等（補償金、保険金等）相当額）× 3分の1
補助の制限	<p>他の補助制度の対象となる場合は、交付の対象外とする。</p> <p>また、この事業による補助を受けた団体は、補助年度の後2年度間は、この事業による補助は受けられないものとする。ただし、災害その他突発事項等に起因するもので、市長が認めた場合は、この限りでない。</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

羽咋市長

住所(所在地)
(名称)
氏名(代表者氏名)

羽咋市集会所施設整備事業費補助金交付申請書

羽咋市集会所施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 補助事業の完了予定日 年 月 日

3 補助事業の内容

4 集会所施設の名称

5 集会所施設の所在地

6 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 設計書（又は工事内訳書）
- (3) 見積書の写し
- (4) 位置図、平面図及び立面図
- (5) その他

住 所（所 在 地） 羽咋市
(名称)
氏名(代表者氏名) 様

羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった度羽咋市集会所施設改修事業費補助金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

年 月 日

羽咋市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後 15 日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 以上のほか、羽咋市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

羽咋市長

住所(所在地)
(名称)
氏名(代表者氏名)

羽咋市集会所施設整備事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け取羽総第 号で補助金交付決定通知のあった
羽咋市集会所施設改修事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したい
ので、承認されるよう申請します。

1 集会所施設の名称

2 変更内容

変更の区分	変更前	変更後
補助金の交付申請額	円	円
補助対象事業費総額	円	円
補助事業の内容		
事業の実施期間	着工 年 月 日 完成 年 月 日	着工 年 月 日 完成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 設計書（又は工事内訳書）
- (3) 契約書の写し（及び変更後の見積書）
- (4) 位置図、平面図及び立面図
- (5) その他

住 所（所 在 地） 羽咋市
(名称)
氏名(代表者氏名) 様

羽咋市集会所施設改修事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった羽咋市集会所施設改修事業費補助金
変更等承認申請については、下記条件を付して金 円と変更すること
を承認します。

年 月 日

羽咋市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付け補助金変更等承認申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後 15 日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 以上のほか、羽咋市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

羽咋市長

住所(所在地)
(名称)
氏名(代表者氏名)

羽咋市集会所施設改修事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があつた羽咋市集会所施設改修事業を実施したので、羽咋市補助金交付事務取扱規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の名称 羽咋市集会所施設改修事業費補助金

2 事業費 金 円

3 補助金請求予定額 金 円

4 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 添付書類

- (1) 支出を証する書類（領収書の写し、明細が確認できるもの）
- (2) 施工状況及び事業完了が確認できる写真

様式第6号（第10条関係）

号
取羽総第
年 月 日

住所（所在地） 羽咋市
(名称)
氏名(代表者氏名) 様

羽咋市長

羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け羽咋市集会所施設改修事業費補助金実績報告書を
審査の結果、下記金額を当該事業に対する補助金として確定する。

記

金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

羽咋市長

住所(所在地)
(名称)
氏名(代表者氏名)

羽咋市集会所施設改修事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった羽咋市集会所施設改修事業費補助金として、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 金庫 信組 店
口座種別	
口座番号	